

(3) 担当部署

計画の 担当部署	名称	総務部 総務グループ
	電話番号等	03-3240-1111
公表の 担当部署	名称	総務部 総務グループ
	電話番号等	03-3240-1111

(4) 地球温暖化対策計画書の公表方法

公表方法	ホームページで公表	アドレス： https://www.mufg.jp/csr/environment/effort/
	窓口で閲覧	閲覧場所： 三菱UFJ銀行 本館 総務部総務グループ
		所在地： 東京都千代田区丸の内二丁目7番1号
		閲覧可能時間 9：00～16：00
	冊子	冊子名：
入手方法：		
その他	アドレス：	

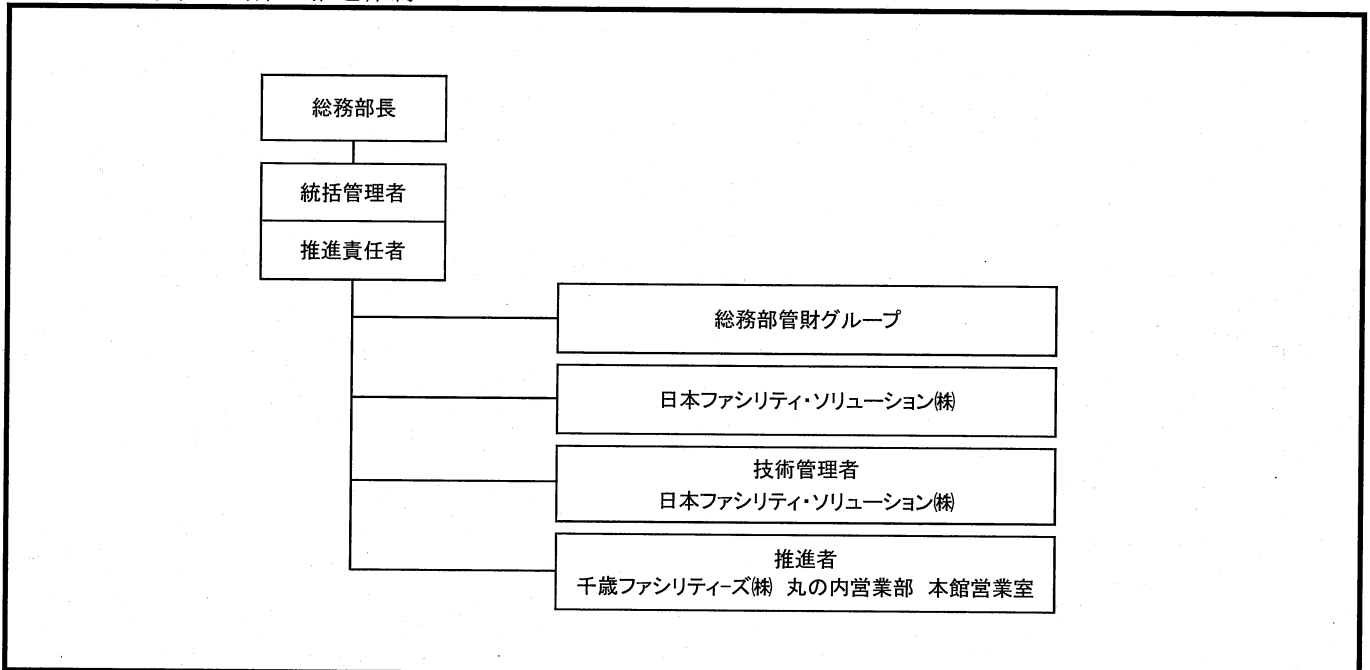
(5) 指定年度等

指定地球温暖化対策事業所	2009 年度	事業所の使用開始年月日	1980 年 6 月 30 日
特定地球温暖化対策事業所	2009 年度		

2 地球温暖化の対策の推進に関する基本方針

・当行は、温室効果ガス排出量削減のため、環境負荷データの計測を進めると共に、ISO14001の環境マネジメントシステムを基本ベースに継続的な運用改善、環境配慮型設備への切り替えなどの取組みを継続中。
 ・改正省エネ法の「中長期的な年平均1%以上のエネルギー消費原単位低減」をベースに、各自治体の個別要請にも対応する全社的省エネ活動を展開中。
 ・照明や空調等の設備更新時に高効率の機種への切替や、省エネガイドラインの設定と報奨制度の導入による社員の意識向上喚起中。
 ・自動車の運用は、公共交通機関や自転車の活用による削減を推進中。電気自動車も全国で導入済。

3 地球温暖化の対策の推進体制



4 温室効果ガス排出量の削減目標（自動車に係るものを除く。）

(1) 現在の削減計画期間の削減目標

計画期間	2015 年度から		2019 年度まで			
削減目標	特定温室効果ガス	過去に目標対策で揚げた内容と範囲については、順次実施したものの、範囲を広げてできる対策（照明LED化、空調機変風量制御等）や運用による節電対策等を、今後の取り組みとして考える。以上の取り組みにて、基準年度17.0%以上のCO2排出量を削減する。				
	特定温室効果ガス以外の温室効果ガス					
削減義務の概要	基準排出量	13,526	t（二酸化炭素換算）/年	削減義務率の区分	I-1	
	排出上限量（削減義務期間合計）	56,135	t（二酸化炭素換算）	平均削減義務率	17%	

(2) 次の削減計画期間以降の削減目標

計画期間	2020 年度から		2024 年度まで			
削減目標	特定温室効果ガス	経年劣化に伴う更新時期を迎える受電設備、パッケージ型空調機等に関しては、更新時に高効率機器を導入することを検討する。				
	特定温室効果ガス以外の温室効果ガス					

5 温室効果ガス排出量（自動車に係るものを除く。）

(1) 温室効果ガス排出量の推移

単位：t（二酸化炭素換算）

		2015 年度	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度
特定温室効果ガス （エネルギー起源CO ₂ ）		8,256	8,271	8,076	7,904	
その他ガス	非エネルギー起源 二酸化炭素（CO ₂ ）					
	メタン （CH ₄ ）					
	一酸化二窒素 （N ₂ O）					
	ハイドロフルオロカーボン （HFC）					
	パーフルオロカーボン （PFC）					
	六ふっ化いおう （SF ₆ ）					
	三ふっ化窒素 （NF ₃ ）					
	上水・下水	63	76	73	72	
合計	8,319	8,347	8,149	7,976		

(2) 建物の延べ面積当たりの特定温室効果ガス年度排出量の状況

単位：kg（二酸化炭素換算）/m²・年

	2015 年度	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度
延べ面積当たり 特定温室効果ガス 年度排出量	67.6	67.7	66.1	64.7	

6 総量削減義務に係る状況（特定地球温暖化対策事業所に該当する場合のみ記載）

(1) 基準排出量の算定方法

<input checked="" type="radio"/> 過去の実績排出量の平均値	基準年度：（ 2002年度、2003年度、2004年度 ）
<input type="radio"/> 排出標準原単位を用いる方法	
<input type="radio"/> その他	算定方法：（ ）

(2) 基準排出量の変更

	前削減計画期間	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
変更年度						

(3) 削減義務率の区分

削減義務率の区分	I-1
----------	-----

(4) 削減義務期間

2015年度から	2019年度まで
----------	----------

(5) 優良特定地球温暖化対策事業所の認定

	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
特に優れた事業所への認定					
極めて優れた事業所への認定					

(6) 年度ごとの状況

単位：t（二酸化炭素換算）

		2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	削減義務期間合計
決定及び予定の量	基準排出量 (A)	13,526	13,526	13,526	13,526	13,526	67,630
	削減義務率 (B)	17.00%	17.00%	17.00%	17.00%	17.00%	
	排出上限量 (C = Σ A - D)						56,135
	削減義務量 (D = Σ (A × B))						11,495
実績	特定温室効果ガス排出量 (E)	8,256	8,271	8,076	7,904		32,507
	排出削減量 (F = A - E)	5,270	5,255	5,450	5,622		21,597

(7) 前年度と比較したときの特定温室効果ガスの排出量に係る増減要因の分析

増減要因	<input checked="" type="checkbox"/> 削減対策	<input type="checkbox"/> 床面積の増減	<input type="checkbox"/> 用途変更
	<input type="checkbox"/> 設備の増減	<input checked="" type="checkbox"/> その他	
具体的な増減要因	前年度と比較し気温が高く推移したものの、建物付帯設備の対策に加え、夏の「早帰り推進」「有給休暇取得促進」の強化月間設定等の省エネ活動が定着したことにより、前年度と比較し特定温室効果ガス排出量が減少した。		

7 温室効果ガス排出量の削減等の措置の計画及び実施状況（自動車に係るものを除く。）

対策 No	対策の区分		対 策 の 名 称	実 施 時 期	備 考
	区 分 番号	区 分 名 称			
			【特定温室効果ガス排出量の削減の計画及び実施の状況】		
1	130200	13_空気調和設備の効率管理	ポンプの変流量制御	H19～H23	対策完了
2	130200	13_空気調和設備の効率管理	空調機の変風量制御	H19～H23	対策完了
3	150200	15_照明設備の運用管理	高効率照明設備の導入	H19～H23	対策完了
4	130100	13_空気調和の管理	高効率パッケージ型空調機の導入	H26～	対策措置継続中
5	150100	15_受変電設備の管理	受電設備の改修	H25	H25年度までに特高更新、低圧配電盤更新済み。対策完了
6	120200	12_冷凍機の効率管理	高効率熱源機器への更新	H17～H21	対策完了
7	120700	12_蒸気の漏えい及び保温の管理	蒸気バルブの断熱化	H19～H20	対策完了
8	150200	15_照明設備の運用管理	調光制御の導入	H21～H22	対策完了
9	120500	12_熱搬送設備の運転管理	放熱回路熱交換器の更新	H21	対策完了
10	130200	13_空気調和設備の効率管理	空調機のインバータによる変風量制御	H27	対策完了
11	360700	36_電気の動力・熱等への交換の合理化に関する措置	送風機更新に伴う高効率モータの導入	H30～R1	対策措置継続中
12					
13					
14					
15					

8 事業者として実施した対策の内容及び対策実施状況に関する自己評価（自動車に係るものを除く。）

○7月・8月の2ヶ月間を夏の「早帰り推進」「有給休暇取得促進」の強化月間と設定。①「早帰り日」水曜日は18時までに退行、②「早帰り週間」2週間設定。

○白神山地周辺地域での植樹・育樹活動の実施。プロジェクト「守ろう地球のたからもの」の一環で、MUFGと三菱UFJ環境財団が公益社団法人日本ユネスコ協会連盟と共同で推進している活動。2008年から活動を開始し、2013年からは植樹した苗木の生育の支障となる草本類の下草刈り等の育樹活動を行っている。

○MUFGは2011年から、和歌山県が展開する「10万人の参詣道 環境保全活動」に参加し、熊野古道周辺で参詣道の維持・補修を行う活動を実施。『紀伊山地の霊場と参詣道』の文化的景観の保全に貢献している。

○MUFGは世界遺産シリーズ第三弾として富士山周辺での環境保全活動を実施。富士山は不法投棄されたゴミ等による自然環境への負荷が深刻となっており、2016年度はMUFGの従業員によるゴミの除去ボランティアを7月に実施。

○環境省の環境配慮型融資促進利子補給金制度を活用した商品で、環境格付の取得、CO2削減目標の誓約・達成を条件として、環境配慮型設備導入にともなう借入利率の内で1%以内（実質無利子となる水準を上限）の利子補給金を最長3年にわたり受領できるローンの提供（「環境経営支援ローン」）。

○経済産業省の「省エネルギー設備投資に係る利子補給金」を活用し、省エネ設備導入にともなう借入利率のうち、1%を上限とする利子補給金を最長10年にわたり付与するローンの提供。（「エネルギー使用合理化支援ローン」）。

○環境省の「環境リスク調査融資促進利子補給金事業」を活用し、金融機関が行う環境リスク調査融資の中で地球温暖化対策のための設備投資に伴う借入利率のうち、1.5%を上限とする利子補給金を最長5年にわたり付与するローンの提供。（「グリーンプロジェクト支援ローン」）。